

見附市選挙管理委員会告示第29号

令和7年11月30日執行予定の見附市長選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により登録する選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年11月5日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

1 被登録資格決定基準日 令和7年11月22日
(ただし、年齢については、令和7年11月30日)

2 登録日 令和7年11月22日